令和５年６月３０日

事業所各位

筑後商工会議所

会頭　玉木　康裕

（公印省略）

**令和５年度　「ちくご生活応援商品券」発行に伴う登録店募集について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

　平素より、当商工会議所事業につきましては、種々ご協力賜り、ありがとうございます。

　さて、筑後市では、昨年に続き原油価格や物価高騰の影響を受けている全市民に対しまして、市内の飲食店や商店等で使用できる商品券「ちくご生活応援商品券」の発行を実施されます。

この商品券発行事業を当商工会議所が受託するにあたり、当該商品券の取扱い事業者（登録店）を募集いたします。以下の概要をご確認の上、是非ご登録いただきますようご案内いたします。

記

【実施概要予定】

　１．有効期間　　　配布日（令和５年９月１０日予定）～令和６年１月１５日（月）

　２．換金期間　　　令和５年９月１１日（月）～令和６年１月３１日（水）

　３．商品券概要　　①額面　５００円（１セット　＠５００×６枚）

（お一人、３，０００円分）

　　　　　　　　　　②市内すべての登録店で使用可能

　　　　　　　　　　　（商品券に中小店舗限定などの制限はございません。）

　　　　　　　　　　③発行総額　約１億４８５０万円

　４．登録店費用　　登録負担金、換金手数料はありません。

　　　　　　　　　　取扱い方法・換金等の詳細については、登録店へ別途ご連絡いたします。

　５．申込み方法　　別紙の登録店申込書にご記入の上、筑後商工会議所にお申し込み下さい。（窓口持参、ＦＡＸ、メール等）

※チラシ掲載の都合がありますので、７月２６日（水）までにお申込みください。

（以降のお申込みの場合、チラシに掲載出来ない場合がございます。）

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

筑後商工会議所　経営支援課（担当：一ノ瀬、大石）

TEL：0942-52-3121、FAX：0942-53-6508、E-mail：[info@chikugo.or.jp](mailto:info@chikugo.or.jp)

**「ちくご生活応援商品券」登録店登録申込書**

令和　　年　　月　　日

筑後商工会議所　御中

（FAX：0942-53-6508）

事業所名：

代表者名：

　「ちくご生活応援商品券」発行事業の趣旨に賛同するとともに、登録店用実施概要を遵守し、以下のとおり登録店の申込みをいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名  （チラシ掲載用） |  | | |
| 代表者名 |  | | |
| 担当者名 |  | | |
| 所在地 | 〒８３３－  筑後市 | | |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| 事業内容（業種） |  | | |

【換金振込口座】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行口座  (ゆうちょ銀行、  ＪＡバンクは除く) | 銀行・信用金庫 | | | 支店 |
| 普通預金・当座預金 | | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

※ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。

（会議所記入欄）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 事業所番号 |  | 登録番号 |  |

**「ちくご生活応援商品券」実施概要**

* **この商品券は、「たばこ及び筑後市指定のごみ袋にも使えます。」**
* 交付金額：額面は１枚　５００円

（お一人様　＠５００×６枚＝３,０００円を配布）

* 発行総額：約１億４８５０万円
* 利用範囲：筑後市内の登録店
* 有効期限：配布日（令和５年９月１０日予定）～令和６年１月１５日（月）
* 換 金 日：令和５年９月１１日（月）～令和６年１月３１日（水）

９：００～１７：００（土・日・祝日除く）

* 換金場所：筑後商工会議所
* 対象外と指定する商品等：

1. 国や地方公共団体への支払い（税金・水道料金等の公共料金）
2. 換金性の高いもの（有価証券・商品券・ビール券・図書カード・切手・ﾌﾟﾘﾍﾟｰﾄｶｰﾄﾞ等）
3. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び遊技場営業に係るもの
4. コンビニ等での代金振込サービス

* 留意事項：

① 商品券による購入の場合、つり銭は出ません。

　　　　② 商品券の破損、盗難、紛失等に対し発行者は責任を負いません。

1. 有効期限終了後は、ご使用になれません。
2. 期間途中での登録店取り消しはできません。
3. 偽造券の疑いがある場合は、受取を拒否し、ただちに筑後商工会議所へご連絡ください。